

1 路外駐車場

《基本的考え方》

- ・ 駐車場法第 12 条により届出が必要となっている 500 m²以上の有料駐車場を届出対象とする。

	路外駐車場（専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のためのものを除く。）を設ける場合においては、車椅子使用者用駐車施設を 1 以上設けるとともに、次に定める基準に適合するものとする。	
車椅子使用者用駐車施設	<p>(1) 車椅子使用者用駐車施設の構造は以下に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 幅は 3.5m 以上とすること。</p> <p>イ 車両への乗降の用に供する部分の表面は、できるだけ水平とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用駐車施設の付近には、車椅子使用者駐車施設があることを表示する標識を設けること。</p>	<p>建築物 ト 駐車場等 (2)</p> <p>建築物 リ 標識 (1)</p>
車椅子使用者用駐車施設までの距離	(2) 路外駐車場の出入口から車椅子使用者用駐車施設までの経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。	イ
案内表示	(3) 路外駐車場の出入口付近に、車椅子使用者用駐車施設が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。	ロ
通路	(4) 車椅子使用者用駐車施設から路外駐車場の出入口までの通路の構造は、車椅子使用者の円滑な通行に配慮したものとする。	ハ

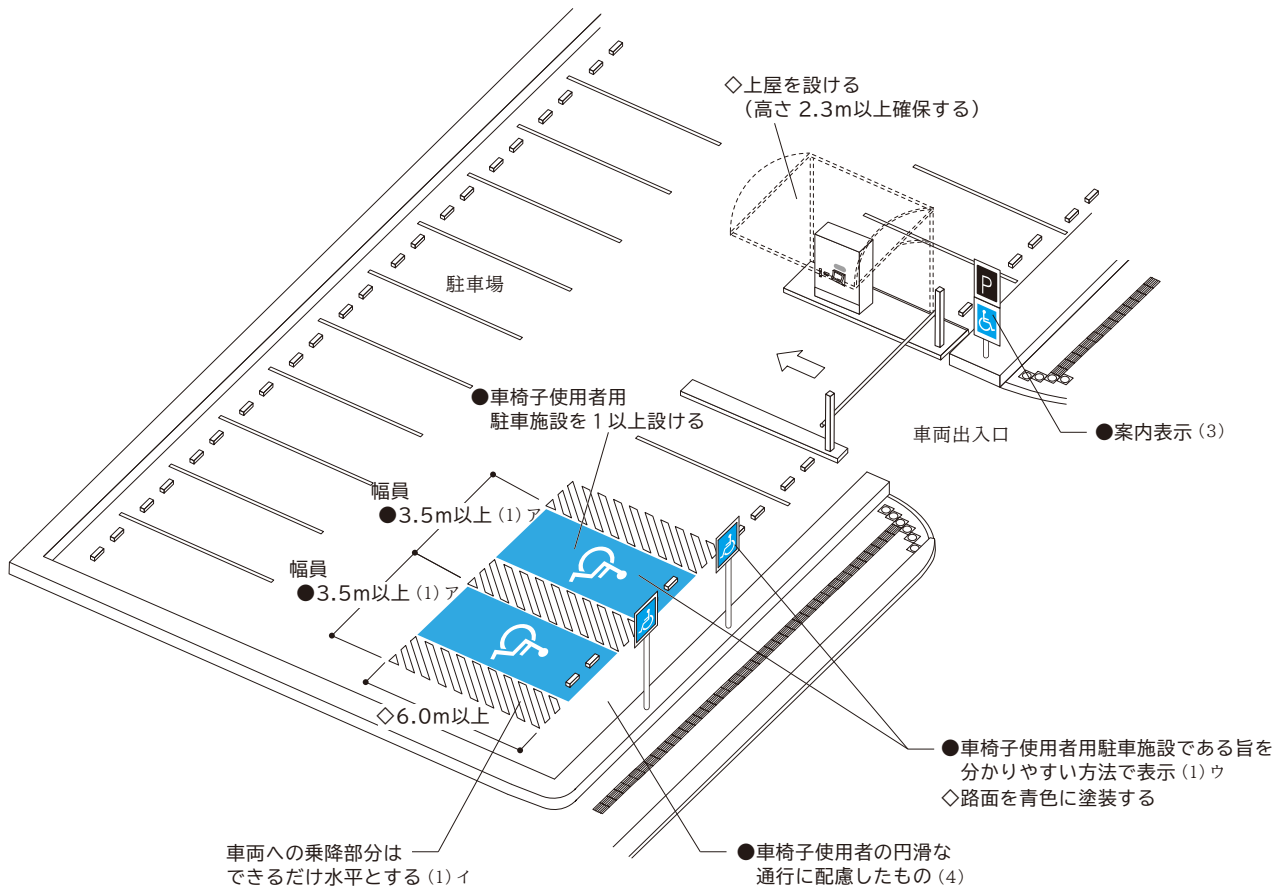
《望ましい整備》

- ◇【設置台数】車椅子使用者用駐車施設は、駐車区画数の総計が 200 以下の場合には 1/50 を乗じた数以上、200 を超える場合は、1/100 を乗じた数に 2 を加えた数以上とする。

駐車区画数の総計	車椅子使用者用駐車施設
1～50 台	1 台以上
51～100 台	2 台以上
101～150 台	3 台以上
151～200 台	4 台以上
201～300 台	5 台以上
301～400 台	6 台以上

- ◇【路面】車椅子使用者用駐車スペースの路面は青色とする。
- ◇【上屋】路外駐車場に設けられる発券機や精算機には屋根を設けること。車椅子使用者等が操作に時間がかかる場合にも濡れにくくなる。屋根の高さは、ハイルーフタイプにも対応できるように、高さ 2.3m 以上を確保する。

《路外駐車場》



》 コラム 》

- ・ 車椅子使用者用駐車施設へのコーン等の設置について
区画内にコーン等は原則置かないこと、置く場合は、利用者が車から降り、建築物の出入口に至る導線に影響がない位置に配置する。

《コーンを置く場合のイメージ》

